

匝瑳市地域防災計画の修正概要

(1) 避難情報の変更に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴い、避難情報の名称を修正した。

修正前		修正後
災害発生情報		緊急安全確保
避難指示（緊急）		避難指示
避難勧告		
避難準備・高齢者等避難開始		高齢者等避難

(2) 個別避難計画作成の努力義務化について明記

【地震・津波対策編 P70～71、風水害編 P304～305】

災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者に係る「個別避難計画」の作成が、自治体の努力義務に位置付けられたことから、当該計画の作成や管理等について明記した。

(3) 避難確保計画作成等の義務化について明記

【地震・津波対策編 P64、風水害編 P287、資料編 P515】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称、土砂災害防止法）の改正に伴い、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に係る「避難確保計画」の作成等が、施設管理者の義務に位置付けられたことから、当該計画の作成や避難に係る情報伝達方法等について明記した。

(4) 南海トラフ地震防災対策推進計画の修正

【地震・津波対策編 P219～223】

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の修正に伴い、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」について追記するとともに、当該情報が発表された場合における避難の確保等に関する事項について追記した。

追記事項	南海トラフ地震臨時情報（調査中）
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

(5) プロアクティブの原則について明記 【地震・津波対策編 P87、風水害編 P320】

プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りも許されるが見逃しは許されない」）に基づく災害対応について明記した。

(6) 千葉県情報連絡員（リエゾン）について明記

【地震・津波対策編 P101・P159、風水害編 P333・P399】

被害状況の報告や人的・物的支援ニーズの把握及び支援要請等を迅速に行うため、災害時に千葉県から派遣される「情報連絡員（リエゾン）」との連携等について明記した。

(7) 避難所における感染症対策について修正

【地震・津波対策編 P36・P77・P128、風水害編 P277・P311・P371】

災害時の避難所における衛生管理や避難者の健康管理、感染症対策備品の備蓄等について追記した。

(8) 職員配備体制等の見直し 【地震・津波対策編 P89、風水害編 P322】

迅速な被害情報の収集や被害対応を図るため、市の配備体制（第2配備体制）等について見直しを行った。

修正前		修正後
【第2配備体制】		【第2配備体制】
総務課		総務課
産業振興課		産業振興課
建設課		建設課
都市整備課		都市整備課
野菜総合支所		野菜総合支所
財政課		財政課
環境生活課		環境生活課
福祉課		福祉課
高齢者支援課		高齢者支援課
学校教育課		学校教育課
	⇒	生涯学習課

(9) 災害ボランティアセンターの設置・運営等について修正

【地震・津波対策編 P192～196、風水害編 P430～434】

災害ボランティアの受入、調整等の体制を確保するため、活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置や運営に係る匝瑳市社会福祉協議会との連携等について追記した。

(10) 統計データの修正 【総則 P17～25】

気象や人口等の統計データについて、最新の情報で更新した。